

重粒子線治療の保険適用拡大について

2024年6月～ 重粒子線治療について以下の3疾患が公的医療保険の対象となりました。

- ・早期肺癌※（I期からIIA期までの肺癌に限る。）
 - ・局所進行子宮頸部扁平上皮癌※（長径6センチメートル以上のものに限る。）
 - ・悪性黒色腫※（婦人科領域の臓器から発生した悪性黒色腫に限る。）
- ※手術による根治的な治療法が困難であるものに限る。

これにより、今まで先進医療として当センターでは350万円となっていた治療が

保険収載により、高額療養費の対象となり、実際の負担額は最大で27万円程度となりました。

※高額療養費自己負担額目安

70歳以上の方

年収額	実質自己負担額
住民税非課税	8,000円
156万円～約370万円	18,000円
約370万円～約770万円	約10万円
約770万円～約1,160万円	約19万円
約1,160万円以上	約27万円

70歳未満の方

年収額	実質自己負担額
住民税非課税	35,400円
～約370万円	57,600円
約370万円～約770万円	約10万円
約770万円～約1,160万円	約19万円
約1,160万円以上	約27万円